

目次

1. クライムストッパーズの概況	1
(1) 設立の経緯	1
(2) 活動の目的	3
(3) 市民との連携	4
(4) クライムストッパーズ制度の仕組み	6
「匿名性」と「報奨金」	6
情報の受付方法	7
報奨金の支払方法	8
考えられる通報者	9
匿名情報の有効性	10
(5) 財源確保の方策	12
(6) 捜査・裁判における匿名情報の証拠能力	13
2. クライムストッパーズ・インターナショナルの設立・発展の経緯	14
(1) CSI の役割	15
(2) CSI と各国支部との関係	18
(3) 国際機関との連携	20
国連特殊協議資格の取得	20
国連薬物犯罪事務所との連携	20
3. 米国クライムストッパーズ	21
(1) 米国クライムストッパーズの概況	21
支部数と実績	21
組織の法的位置づけ	25
規約	25
理事会の役割	26
財源	27
通報番号	28
(2) アルバカーキ・メトロ・クライムストッパーズの事例	28
スタッフ	28
民間コールセンターとの連携	30
実績	31
報奨金の支払	34
地元メディアとの連携	35
キャンパス・クライムストッパーズ	36
4. 英国	37
(1) 英国クライムストッパーズの概況	37
導入の歴史	37
組織体系	37

スタッフ数	39
法的位置づけ	39
(2) 運営実態	40
市民と警察の連携	40
24時間コールセンターの開設	40
通報の受付体制	42
通報内容の傾向	44
法廷での匿名性の維持	46
財政	47
報奨金の算出マニュアル	51
広報活動	54
(3) 警察との共同プログラム「Most Wanted Program」	55
5. カナダ	56
(1) カナダクライムストッパーズの概況	56
導入の経緯	56
通報者保護に関する判例 - リジャイナ対リユーパート事件	58
(2) トロントクライムストッパーズの事例	59
スタッフ数及び情報の受付体制	59
理事会の役割	60
警察への情報提供要領	61
財源・資金調達活動	65
広報活動	65
報奨金の支払方法	67
中国語通報フォーム	67
6. オーストラリア	68
(1) オーストラリアクライムストッパーズの概況	68
導入の経緯	68
中央支部と州・地域支部の関係	68
民間企業スポンサーからの支援	69
(2) ビクトリア州クライムストッパーズの事例	70
体制	70
スタッフ	70
多言語プログラム	71
地元メディアとの連携	72
報奨金の支払方法	72
7. オランダ	73
(1) オランダクライムストッパーズの概況	73
導入の経緯	73
報奨金制度を導入しないクライムストッパーズ	74

通報内容の転達先	74
財源	75
広報活動	75
身売買撲滅キャンペーン	77
8 . 日本におけるクライムストッパーズ導入の可能性	78
(1) 安全・安心な社会を実現することへの当事者意識醸成	78
官民協業による治安維持活動の必要性	78
クライムストッパーズの理念と日本の社会風土の融合	78
(2) 高い意識を保持する専門組織の設立が必要	79
専門組織の設立の必要性	79
警察との緊密な連携の必要性	80
国際組織 CSI への加盟	81
(3) クライムストッパーズの象徴である報奨金制度は維持	82
宣伝効果としての報奨金	82
報奨金システムを取り巻く課題	83
(4) 財源確保は公的資金と民間資金の併用で行う	84
公的資金の投入	84
民間資金の獲得	84
(5) クライムストッパーズ・ジャパン構想	85
組織・体制	85
24 時間体制の通報受付体制の構築	86
管区警察局レベルから県警本部レベルへ拡大	86
金融機関との連携、報奨金の支払要領	86
全国統一の電話番号を導入	87
戦略的な広報活動を展開する	87
匿名性を維持するための課題	88